

電子入札システムで質問書を提出する場合における変更点

1. 変更内容

工事・調査等において電子入札システムで質問書を提出する場合の「入札説明書・案件内容に対する質問内容」の画面が変更となります。

内容	変更前	変更後
題名の文字入力	可能	不可
説明請求内容の文字入力	可能	不可
ファイルの添付	任意	必須

【変更前】

【変更後】



2. 適用

令和7年3月10日以降に電子入札システムで質問書を提出するものから適用